**ＪＮＢＰ（GTC株/RIMD株）の微生物遺伝資源提供同意書**

**1.** **本件分譲について**

**国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学 高等研究院 微生物遺伝資源保存センター（以下「GCMR」という。)及び国立大学法人大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室（以下「RIMD-PMRU」という。）は、わが国における医学細菌学の分野における教育、研究、および開発のため、微生物遺伝資源の提供を行うものである。GCMR又はRIMD-PMRU（以下「担当分譲機関」という。）は、微生物遺伝資源の分譲を受けようとする者（以下「依頼者」という。)が、当該担当分譲機関指定の依頼書をもって微生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合に当該依頼者に対し微生物遺伝資源の分譲を行う。**

**・依頼者は、分譲を受けた微生物遺伝資源を、次の課題に利用する。**

**課題名：**

**依頼者が、分譲を受けた微生物遺伝資源を上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に担当分譲機関に書面で連絡し、その指示に従わなければならない。**

**2.バイオセーフティーレベル(BSL)2 および 3 の微生物遺伝資源の分譲について**

**BSL2 および3 の微生物遺伝資源の分譲を希望するときは、「分譲依頼書」とともに、「BSL2（またはBSL 3）病原体等分譲申告書」および、「JNBP（GTC株/RIMD株）の分譲と使用に関する同意書」を添えて、申込みを行う。依頼者は、提供にあたって発生する経費を負担する。ただし、担当分譲機関が特に認めた経費については、当該担当分譲機関が負担することができる。なお、感染症法2 種、3種特定病原体の輸送にかかわる経費等については依頼者が全額負担することとする。**

**3.再分譲・分与の禁止**

**依頼者は分譲を受けた微生物遺伝資源およびその複製品を第三者に譲渡あるいは分与してはならない。**

**4.適正使用について**

**依頼者(利用者）は、分譲を受けた微生物遺伝資源を、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に対して使用してはならない。また、依頼者は、担当分譲機関から分譲を受けた微生物遺伝資源等を「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」及び「研究開発等に係わる遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあたって執るべき拡散防止措置等を定める省令」等の関連する日本の法令及びガイドライン「ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針」（「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」）その他の関係法令等によって認められる範囲内で取り扱うこととする。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って利用者がその手続きをしなければならない。**

**5.危険性の認識**

**依頼者は、微生物遺伝資が潜在的な危険性を有することを認識し、その使用等にあたっては、当該微生物遺伝資源取扱いに熟練した者が、関係法令等に従って適切な設備および管理下において使用しなければならない。なお、分譲された当該微生物遺伝資源による事故、災害等の発生に関する全責任は依頼者が負う。**

**6.受領書の提出について**

**依頼者は、当該微生物遺伝資源を担当分譲機関から受領したときは、速やかに当該担当分譲機関に受領書を提出する。**

**7. 微生物遺伝資源の表記および論文別冊等の成果提出・報告について**

**依頼者は、分譲を受けた微生物遺伝資源を使った成果を公表する(学会発表、論文等を含む)時には、他機関（ATCC等）由来の菌株であっても分譲機関番号であるJNBP番号およびGTC又はRIMD番号を明記する。また、分譲を受けた微生物遺伝資源を利用した研究成果を論文等に発表する際は、論文中の適切な箇所（Materials and Methods, Acknowledgement等）に分譲を受けた微生物遺伝資源が、文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクト病原細菌を介して担当分譲機関（GCMR又はRIMD-PMRU）から提供されたことを明示する。[英文例：XXX(病原体名･株番号等）was provided by XXX(担当分譲機関）through the National Bio Resource Project (Pathogenic Bacteria) of MEXT, Japan.]　また、依頼者は、その際の学会発表の抄録の写し、発表済みの論文の別冊（どちらもPDF可）を担当分譲機関に提出し、当該担当分譲機関が、事業の成果としてそれを公表することに同意する。また、GCMRからの成果物調査依頼に応じる。**

**8.不備等に係る代替処置について**

**依頼者が、当該微生物遺伝資源を入手した日から15 日以内に、当該微生物遺伝資源に遺伝学的、生物学的不備があったことを担当分譲機関に連絡し、その理由が適当であると当該担当分譲機関が判断した場合には、代替微生物遺伝資源の再送付等適当な代替措置を講じることとする。**

**9.実験終了後の処分について**

**依頼者は、分譲された微生物遺伝資源およびその複製品が不要になった時には、速やかに滅菌処理など必要な処置を講じ、依頼者の責任において危険のないように廃棄しなければならない。**

**10.知的財産権について**

**担当分譲機関又は第三者が保有する当該微生物遺伝資源に関する知的財産権その他一切の権利は、分譲により依頼者に譲渡されない。依頼者は、分譲された微生物遺伝資源の利用、保管、譲渡、その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの責任において必要な一切の措置を講じなければならない。依頼者は、分譲を受けた微生物遺伝資源を特許出願または営利目的に使用する場合は寄託者と事前に協議し、その承諾を得なければならない。この際、担当分譲機関に遅滞なく「提供承諾書」を提出する。また、依頼者は、海外由来株については、生物多様性条約の対象となる場合、条約に基づき、分与者、原産国との利益配分について別途協議しなければならない。**

**11.その他**

**本同意書に定めのない事項および本同意書の履行に疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図るよう努力することを承諾する。**

**以上により、同意書 2 通を作成し、担当分譲機関と、依頼者それぞれが 1 通を所持する。**

**年　　　月　　　日**

**【依頼者】**

**機関名・会社名：**

**住　所：**

**電話番号：**

**FAX番号：**

**担当者名： 　　　　　　　　　　 　　　 印**

**機関長名： 　　　　　　　　　　　　　 印**

**【分譲機関】**

**機関名：国立大学法人大阪大学微生物病研究所感染症**

**国際研究センター病原微生物資源室**

**住 所：〒565-0871　大阪府吹田市山田丘3-1**

**責任者氏名：室長・教授　　飯田 哲也　　　　　印**

**電話番号： 06-6879-8341**

**FAX番号： 06-6879-8342**

**（分譲機関記入欄）**

**（受付日：令和　　 年　　 月　 　日）**

**（受付番号： 　　　　　　　　　 　）**